



茨城県報

第 1 5 2 7 号

平成15年12月15日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 字の区域の変更 (2 件) (市町村課)	2
● 字の区域の設定及び変更 (市町村課)	3
● 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務の委任 (情報政策課)	5
● 指定居宅サービス事業者の指定 (3 件) (高齢福祉課)	6
● 指定居宅サービス事業者の変更 (2 件) (高齢福祉課)	7
● 指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)	7
● 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	7
● 指定居宅介護支援事業者の変更 (高齢福祉課)	8
● 指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課)	8
● 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課)	8
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (商業流通課)	9
● 換地計画の決定 (農地整備課)	12
● 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課)	12
● 道路の供用の開始 (道路維持課)	14
● 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (県税事務所)	14
● 土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	14
● 土地改良区役員の就退任 (2 件) (土地改良事務所)	15
● 土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	17

(選挙管理委員会)

● 選挙管理委員会第12回定例会の招集	17
---------------------------	----

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	18
● 公共測量の実施 (用地課)	18
● 開発行為の工事完了 (5 件) (建築指導課)	19
● 道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課)	20

(警 察 本 部)

● 落札者等の公示 (2 件)	20
-----------------------	----

告 示

茨城県告示第1903号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北茨城市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

磯原町内野字沢目に変更する区域

磯原町内野字三枚橋 197の一部、199の一部、199の1、200の一部、201の一部、203の一部

同 字中坪 248、249、250の4

同 字太田 305の2

同 字大田 306の1、307の一部、308、309の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに同字中坪260の地先の水路である国有地の一部、同字坂ノ脇165、166、167の1、168の1、176、177の1、177の4に隣接する水路である国有地の一部

磯原町内野字三枚橋に変更する区域

磯原町内野字沢目 234の1の一部、234の2の一部、237の一部、239から242の各一部

同 字大田 307の一部、309の1の一部、315の1、316の1

同 字太田 311の2、317の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

磯原町内野字大田に変更する区域

磯原町内野字太田 311の1、314の1、315の2、317の1、329の1、329の2、335の1、337、346の1

同 字ヤツ 352、353、374、375

同 字細野 414の2の一部

同 字作前 439の一部、440の一部、442の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

磯原町内野字作前に変更する区域

磯原町内野字大田 304、305の1、310の1の一部、312の1、313の一部、314の一部

同 字細野 414の2の一部

同 字作 415

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに同字作421に隣接する道路である国有地の一部

~~~~~

### 茨城県告示第1904号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北茨城市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 中郷町日棚字大沢前に変更する区域

|            |                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中郷町日棚字シルタリ | 903の 1, 904, 905の 1, 905の 2, 910, 912の 1, 913の 1, 914の 1, 914の 3, 915, 916の 1, 916の 3, 917の 1, 917の 2, 918, 919, 920の 1, 921, 922 |
| 同 字大沢      | 935の 2, 937の 2                                                                                                                    |
| 同 字立中前     | 954, 955, 957の 1                                                                                                                  |
| 同 字大沢前道ノ下  | 960の 1, 961の 1, 962の 1, 963の 1, 964の 1, 965の 3                                                                                    |
| 同 字大沢立中前   | 2010の10, 2010の11                                                                                                                  |
| 同 字細ノ原     | 2014の 4                                                                                                                           |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに同字大沢後901の 2 の地先の水路である国有地の一部、同字大沢立中前2010の 1 に隣接する水路である国有地の全部、同字大沢923, 934, 935の 1, 同字細ノ原2014の 1, 2014の 2, 同字大沢立中前2012の 1, 2013の 1 に隣接する道路、水路である国有地の全部

## 茨城県告示第1905号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、麻生町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更及び設定の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 大字麻生字松金に変更する区域

|         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 大字麻生字田向 | 2849の一部, 2850の 1 の一部, 2850の 2 の一部, 2851の 1 の一部, 2855, 2858の 1, 2858の 2, 2909から2911まで |
| 同 字水喰   | 2902, 2904                                                                           |
| 同 字沖膳   | 2912の 1, 2912の 2                                                                     |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

## 大字麻生字羽生に変更する区域

|          |                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大字麻生字ツル房 | 1369の一部, 1370の一部, 1377の一部                                                                                 |
| 同 字田向    | 1394から1397まで, 1400の 1, 1400の 2, 1402, 1490, 1492, 2849の一部, 2850の 1 の一部, 2850の 2 の一部, 2851の 1 の一部, 2851の 2 |
| 同 字玄通    | 1405から1408まで                                                                                              |
| 同 字袋ノ崎   | 1409の一部, 1416の一部, 1417の一部                                                                                 |
| 同 字雲通    | 1410から1412までの各一部, 1414の 2 の一部, 1414の 3 の一部                                                                |
| 同 字松金    | 2848の 1, 2848の 2, 2852の一部                                                                                 |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

## 大字麻生字鶴房に設定する区域

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 大字麻生字ツル房 | 1369の一部, 1370の一部, 1371, 1376の 1, 1376の 2, 1377の一部, 1378, 1381, 1382の 1, 1382の 2 |
| 同 字万鋤    | 1379の 1, 1379の 2, 1383の 2, 1383の 3, 1384の 1, 1384の 2                            |

同 字田向 1380の 1 , 1380の 2

同 字丸塚 1389の28

同 字袋ノ崎 1409の一部

同 字雲通 1410から1412までの各一部, 1413, 1414の 1 , 1414の 2 の一部, 1414の 3 の一部, 1414の 4 , 1414の 5

同 字羽生 1415の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字麻生字大渡に変更する区域

大字麻生字永町 1328の一部, 1329の一部, 1332の一部, 1333, 1334, 1336の一部, 1337から1348まで, 1426, 1427

同 字丸塚 1349の 1 , 1349の 2

同 字ツル房 1354, 1359の 1 , 1359の 2 , 1360から1362まで, 1364から1367まで, 1369の一部

同 字袋ノ崎 1416の一部, 1417の一部, 1418, 1419の 1 , 1419の 2 , 1420から1425まで, 1428, 1429の 1 , 1429の 2 , 1462

同 字結ノ内 1517, 1518

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字粗毛字永町に設定する区域

大字粗毛字扇田 124, 125, 126の 1 , 127, 128, 129の 1 , 129の 2 , 130の 1 , 130の 3

同 字谷中 132, 132の 1 , 133, 134, 134の 1 , 135, 136の 1 , 136の 2 , 137の 1 , 138の 1 , 139から141まで, 148の一部, 149, 150の一部, 152の一部, 156の一部, 158の 3

同 字向谷中 142の一部, 143の一部

同 字池ノ内 145の一部, 164の一部, 165の一部, 165の 1 の一部

大字富田字谷中 432の一部, 434の一部, 436の一部, 438から440までの各一部

大字麻生字後権現 1305の 1 , 1305の 2 , 1307

同 字石橋 1306, 1308, 1308の 1 , 1309, 1310の 1 , 1311の 1 , 1313, 1314

同 字丸塚 1312の 1

同 字永町 1315から1324まで, 1324の 1 , 1325から1327まで, 1328の一部, 1329の一部, 1330, 1331, 1332の一部, 1336の一部, 1350の 2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字粗毛字池ノ内に変更する区域

大字粗毛字谷中 162

大字富田字笹後 646, 647の一部, 647の 1 の一部, 658の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字富田字霞に変更する区域

大字粗毛字下砂添 118から123まで

同 字谷中 136の 4 , 146, 147, 148の一部, 150の一部, 151, 152の一部, 154, 155, 156の一部, 159, 160

同 字向谷中 142の一部, 143の一部, 144の 1

同 字池ノ内 145の一部

大字富田字反町 409

同 字反り町 410から417まで、419から422まで、454、455、457、459、461、463、465、467から470まで、472から475まで

同 字谷中 423から427まで、429、431、432の一部、433、434の一部、435、436の一部、437、438から440までの各一部、441、442

同 字霞下 444から446まで、448、450から453まで、476から481まで、482の 1、482の 2、483、484

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字富田字入道に変更する区域

大字富田字池ノ内 485から488まで、489の 1、490、491、492の 1、500、502

同 字八幡 493の 2、499の 7、499の58

同 字鼠田 496の 1 から496の 3 まで、497、497の 1、526の 1

同 字霞下 501

同 字崩田 504の 1、504の 2、505の 1 から505の 3 まで、506の 1 から506の 3 まで、507、507の 1、508、509、509の 1、515の 1 から515の 4 まで、516の 1 から516の 3 まで、517の 1、517の 2、526の 2、526の 3、527、528

同 字草庫内 594の 2、594の 3

同 字霞 630、631、634の 1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字富田字笹後に変更する区域

大字粗毛字池ノ内 172の一部、173の一部、175の一部、177から180までの各一部、181の 1 の一部、182の 1 の一部

大字富田字鶴房 688の一部、692から697までの各一部、703の一部

同 字赤子崎 827の 1、827の 2 の一部、829の 1、829の 2、830から833まで、842、843の 2、843の 3、846の 1、846の 3、847、848、854

同 字壺丁田 855

同 字壺町田 856から858まで

同 字一丁田 863、868の 3、868の 4、887、888、894の 8、894の 9

同 字鹿市 878の 1、878の 2

同 字一町田 898

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字富田字鶴房に変更する区域

大字粗毛字池ノ内 173の一部、174、175の一部、177から180までの各一部、181の 1 の一部、181の 2、181の 3、182の 1 の一部、182の 2、183、183の 1、184

同 字小和田 202の 1、202の 2、203、203の 1、204、205の 2、205の 3

大字富田字蛭田 717から719まで、736の 1、736の 2、739、740、743、745

同 字赤子崎 827の 2 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

~~~~~

茨城県告示第1906号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第34条第 1 項の規定により、次のとおり指定認証機関に認証事務を行わせることとしたので、同法第38条第 1 項の規定により公示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定認証機関の名称

財団法人自治体衛星通信機構

2 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目12番1号

3 認証事務を行わせることとした日

平成15年12月1日

~~~~~

## 茨城県告示第1907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称         | 事業所の名称         | 事業所の所在地           | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日      |
|----------------|----------------|-------------------|----------|-----------------|
| 有限会社 ケアサポートのひら | 有限会社 ケアサポートのひら | 西茨城郡岩瀬町富士見台1-12-1 | 訪問介護     | 平成15年<br>11月28日 |

~~~~~

茨城県告示第1908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 リライフ	那珂デイホーム ぼっかぼか	那珂郡那珂町杉1165-4	通所介護	平成15年 11月21日
フロンティア有限会社	居宅訪問介護 こころ事業所	真壁郡関城町藤ヶ谷2187	訪問介護	平成15年 11月30日

~~~~~

## 茨城県告示第1909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称     | 事業所の名称     | 事業所の所在地             | サービスの種類等        | 指 定<br>年月日     |
|------------|------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 医療法人社団 正信会 | グループホーム 大洗 | 茨城県東茨城郡大洗町大貫町2922-1 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成15年<br>12月8日 |

~~~~~

茨城県告示第1910号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0870100898	株式会社 ひまわり介護用品センタ ー	ひまわり福祉用具 貸与事業所	茨城県水戸市笠原 町600 - 35	福祉用具貸 与	事業所の所在地 (旧所在地：水 戸市大工町 1 - 1 - 8 阿久井 大工町ビル)	平成15年 10月 1 日

茨城県告示第1911号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0870101466	特定非営利活動法 人 自立生活セン ター・ライフサポ ート水戸	自立生活センター ・ライフサポート 水戸	茨城県水戸市新原 1 - 21 - 33	訪問介護	事業所の所在地 (旧所在地：水 戸市堀町193)	平成15年 10月 6 日

茨城県告示第1912号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
有限会社介護サービ スひだまり	介護サービスひだまり	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	訪問介護	平成15年 11月30日
有限会社介護サービ スひだまり	介護サービスひだまり	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	訪問入浴介 護	平成15年 11月30日
有限会社介護サービ スひだまり	介護サービスひだまり	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	福祉用具貸 与	平成15年 11月30日
有限会社介護サービ スひだまり	宅老所 ひだまり	龍ヶ崎市水門町7812 鳥塚住宅 あ号棟	通所介護	平成15年 11月30日

茨城県告示第1913号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 ケアサポ ートてのひら	有限会社 ケアサポートてのひら	西茨城郡岩瀬町富士見台 1 - 12 - 1	居宅介護支 援	平成15年 11月28日

茨城県告示第1914号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0872100789	有限会社 ウェル フェア	ウェルフェア居宅 介護支援事業所	茨城県ひたちなか 市赤坂12389 - 1	居宅介護支 援	事業所の名称及び所在地（旧名称：有限会社ウェルフェア介護事業部、旧所在地：ひたちなか市湊本町 5 - 6）	平成15年 12月 1 日

茨城県告示第1915号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
有限会社介護サービ スひだまり	介護サービスひだまり	牛久市栄町 5 丁目11番地	居宅介護支 援	平成15年 11月30日

茨城県告示第1916号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社マルセ

代表取締役 清 水 宗 治

(2) 住所

下館市大字玉戸字南新田1527番地の17

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス真壁店

真壁郡真壁町大字飯塚拾番耕地994番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社マルセ	下館市大字玉戸字南新田1527番地の17	清 水 宗 治
猪瀬 竜哉	真壁郡真壁町大字飯塚 1 番地	
有限会社金澤靴店	真壁郡真壁町大字真壁213番地の 2	金 澤 清
有限会社花の店小森	真壁郡大和村大字羽田1060番地の 1	小 森 明 保

(3) 変更の年月日

平成15年11月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者が新たに入居したため。

3 届出年月日

平成15年11月27日

茨城県告示第1917号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

姫子ファッションモール

水戸市姫子 2 丁目702— 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成15年 7 月31日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目19番 4 号	藤 原 秀次郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 3 月10日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,053m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 93台
- (イ) 駐輪場の収容台数 18台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 151m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 70m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 午後 9 時 (一部午後 8 時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 9 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午前 1 時

キ 届出年月日

平成15年 7 月 9 日

2 意見書提出者の意見

意 見 の 概 要	理 由
店舗周辺に防犯灯の設置	現在でも閉店後は暗く、拡張すると更に広がり、暴漢等のひそむ格好の場所となる恐れがある。

茨城県告示第1918号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん総和店

猿島郡総和町大字下大野2008— 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成15年 8 月11日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後 9 時

（変更後） 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前 8 時～午後 9 時

（変更後） 午前 8 時～午前 0 時（一部午後 9 時）

ウ 届出年月日

平成15年 7 月24日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1919号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マスダ淵頭店

水海道市淵頭町字淵頭4598番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成15年 8 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後 9 時

（変更後） 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前 9 時45分（年間60日は午前 9 時15分）～午後 9 時15分

（変更後） 午前 9 時45分（年間60日は午前 9 時15分）～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成15年 7 月24日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業真弓地区（第1換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年12月16日から

平成16年 1 月21日まで

3 縦覧の場所

常陸太田市役所

茨城県告示第1921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 水戸鉾田佐原線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡麻生町大字四鹿字向前408番 1 地先から 行方郡麻生町大字四鹿字寄井 9 番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 12.0	182	
		最小 9.4		
		最大 22.0	169	
		最小 12.0		
	新	最大 22.0	169	旧 道 移 管
	(B)	最小 12.0		

茨城県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町大字野堀字原山479番 8 から 筑波郡伊奈町大字野堀字原山475番 9 まで	旧	メートル 最大 7.0	メートル 160	
		最小 6.5		
	新	最大 12.0	160	現 道 拡 幅
		最小 11.5		

茨城県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 月岡真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字小幡字早稲田1274番 1 地先から 新治郡八郷町大字小幡字駒ヶ石2049番 8 地先まで	旧	メートル 最大 11.0	メートル 1,452	
		最小 4.0		
	新	最大 18.0	1,452	現 道 拡 幅
		最小 5.0		

茨城県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字木田余字樋ノ口1601番3 地先から 土浦市大字手野町字新堀4011番11 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 42.1 最小 6.0	メートル 4,080	バイパス新設
	(A) 新 (B)	最大 42.1 最小 6.0	4,080	
		最大 70.0 最小 14.4	3,980	

茨城県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡水府村下高倉字上ノ基1726番1から
久慈郡水府村下高倉字塙沢1342番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月20日

茨城県告示第1926号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成15年12月15日

茨城県下館県税事務所長 柄 沢 利 行

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は 事業所の所在地	特約業者の指定の 取消し年月日
茨 城	やまとや総合株式会社	茨城県水海道市大輪町653番地の2	平成15年10月31日

茨城県告示第1927号

栗原信造ほか6名から平成15年10月14日付けで認可申請のあった下木戸稲荷久保地区土地改良事業（ほ場整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年11月21日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

- 1 縦覧に供する書類
下木戸稲荷久保地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

下木戸稲荷久保地区土地改良事業共同施行規約の写し

2 縦覧の期間

平成15年12月19日から

平成16年 1 月26日まで

3 縦覧の場所

下妻市役所

茨城県告示第1928号

水戸市三の丸3丁目9番28号に事務所を置く千波湖土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月15日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	堀 野 勲	水戸市浜田町98番地
"	遠 西 平 男	" 西大野497番地
"	横須賀 好 行	" 中大野512番地
"	川 又 隆 雄	" 吉沼町131番地
"	舟 木 高 康	" 酒門町673番地
"	鈴 木 將 一	" 下大野町2098番地
"	清 水 正 義	" 下大野町4432番地の 2
"	櫻 井 進	" 平戸町208番地の 4
"	人 見 倫 巧	" 川又町504番地
"	飯 島 義 則	" 島田町2161番地
"	宮 部 高 徳	" 大串町104番地
"	鴨志田 征 夫	" 栗崎町1766番地
監 事	屋 代 透	" 東大野145番地の 5
"	海老澤 征 男	" 塩崎町2345番地
"	上 田 光 徳	" 大串町395番地

2 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	堀 野 勲	水戸市浜田町98番地
"	遠 西 平 男	" 西大野497番地
"	横須賀 好 行	" 中大野512番地
"	川 又 隆 雄	" 吉沼町131番地
"	舟 木 高 康	" 酒門町673番地
"	横 山 巖	" 下大野町1870番地の 1
"	平 戸 兼 藏	" 下大野町2812番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	櫻 井 進	水戸市平戸町208番地の 4
"	藤 咲 喜 一	" 川又町194番地
"	飯 島 義 則	" 島田町2161番地
"	宮 部 高 徳	" 大串町104番地
"	鴨志田 征 夫	" 栗崎町1766番地
監 事	屋 代 透	" 東大野145番地の 5
"	海老澤 征 男	" 塩崎町2345番地
"	上 田 光 徳	" 大串町395番地

茨城県告示第1929号

東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275に事務所を置く大洗町土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月15日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 谷 隆 亮	東茨城郡大洗町磯浜町2905番地
"	佐久間 慧	" " 大貫町459番地
"	亀 山 恒 雄	" " 成田町54番地の 1
"	千 葉 榮	" " 大貫町631番地
"	飯 島 一 彦	" " 神山町2065番地の 1
"	鈴 木 勘 一	" " 神山町926番地
"	関 根 正	" " 大貫町317番地
"	小野瀬 三 雄	" " 大貫町194番地195番地 合併
"	大 貫 善 一	" " 神山町2054番地
"	今 泉 肇	" " 成田町2512番地
"	関 甚	" " 成田町214番地
"	米 川 和 治	" " 成田町52番地
"	田 村 喜 男	水戸市秋成町249番地
"	田 山 菊 之	東茨城郡大洗町大貫町78番地
"	小野瀬 公 道	" " 成田町2554番地の 1
"	江 橋 昭 一	" " 成田町226番地
監 事	芳 賀 眞 一	" " 磯浜町5365番地の26
"	米 川 朝 一	" " 成田町125番地
"	高 柳 清 康	" " 大貫町262番地
"	井 上 順 一	" " 神山町2056番地
"	高 橋 清	水戸市秋成町326番地の 1

2 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 谷 隆 亮	東茨城郡大洗町磯浜町2905番地
"	佐久間 慧	" " 大貫町459番地
"	米 川 不二夫	" " 神山町916番地
"	千 葉 榮	" " 大貫町631番地
"	飯 島 一 彦	" " 神山町2065番地の 1
"	米 川 武 夫	" " 成田町1494番地
"	大 貫 六 雄	" " 神山町2067番地
"	小野瀬 三 雄	" " 大貫町194番地195番地 合併
"	関 根 正	" " 大貫町317番地
"	関 和 男	" " 成田町212番地
"	大 貫 静	" " 神山町2171番地
"	高 梨 光 行	" " 大洗町成田町177番地
"	加 藤 博 英	水戸市秋成町341番地
"	田 山 菊 之	東茨城郡大洗町大貫町78番地
"	小野瀬 公 道	" " 成田町256番地の 1
"	深 作 勝 男	" " 成田町150番地
監 事	米 川 朝 一	" " 成田町125番地
"	高 柳 清 康	" " 大貫町262番地
"	田 口 登代一	" " 神山町1283番地
"	石 田 平 造	" " 大貫町226番地
"	芳 賀 眞 一	" " 磯浜町5365番地の26

茨城県告示第1930号

茨城県常陸太田市山下町1252 - 7 に事務所を置く里川堰土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年12月15日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	福 田 晴 之	常陸太田市小沢町1313番地 2

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第148号

平成15年第12回定例会を次のとおり招集する。

平成15年12月15日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 日 時

平成15年12月16日 (火)

午後 4 時

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 平成15年第 2 回定例会の日程について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成16年 1 月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 N P O 里山文化ネットワーク

（設立認証：平成14年 6 月27日，設立：平成14年 7 月 8 日）

3 代表者の氏名

鈴 木 藤 太

4 主たる事務所の所在地

茨城県高萩市島名1856の 5 岩本容和方

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県民を対象に、県北地域の里山及び自然を活用した環境教育及び文化・芸術・スポーツ活動を通して、青少年の健全な育成と世代をこえた親密な交流を図り、県北地域の地域おこしに貢献することを目的とする。

● 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 水戸市都市計画部東前開発事務所
- 2 作業の種類 土地区画整理事業における街区出来形確認測量
- 3 作 業 期 間 平成15年12月 5 日から平成16年 3 月15日まで
- 4 作 業 地 域 水戸市東前町, 大串町地内

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡小川町大字佐才字中峯56番 1, 57番 1, 58番 1, 59番, 61番 1, 62番 1, 63番 1, 65番 2, 66番, 67番 1, 83番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市富士崎一丁目16番 1 号
株式会社ジョイフルカンパニー
代表取締役 本 田 昌 也

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西茨城郡岩間町大字安居字百切3041番 2 の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
西茨城郡岩間町安居3041番地の 2
株式会社リサイクルパーク
代表取締役 大 木 清 実

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷3974番37
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡神栖町大野原二丁目15番15号 (雑賀アパート)
上久保 透, 上久保 嘉代子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町知手中央五丁目3406番18
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都中央区日本橋小舟町 8 番 6 号
旭友不動産株式会社
代表取締役 塚 本 公 樹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字高浜字稲荷2456番91

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字息栖3031番地107

石 田 秀 章

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年12月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 282 号	平成15年12月 1 日	大山 京子	鹿嶋市大字平井1276 番地60	鹿嶋市大字中字明地野 2688番62	メートル 6.20	メートル 60.50

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 279 号	平成15年11月28日	株式会社 斉丸 代表取締役 斉丸 公子	鹿嶋市宮中 3 丁目 2 番11号	鹿嶋市大字浜津賀字南 354番 7, 同番 8, 同 番18	メートル 6.20	メートル 83.05

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年12月15日

茨城県警察本部長 中 林 英 二

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札によることとした場合には、茨城県物品
 等又は特定役務の調達の手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他
 必要な事項

A P R 形移動用無線機 (386台) 警察本部警務部会計課 水戸市笠原町978番 6 平成15年11月18日 三菱
 電機㈱茨城営業所 茨城県水戸市南町 3 - 4 - 12 157,591,560円 一般競争入札 平成15年10月 9 日 最
 低価格

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

A P R 形オートバイ用無線機（73台） 警察本部警務部会計課 水戸市笠原町978番 6 平成15年11月18日
三菱電機㈱茨城営業所 茨城県水戸市南町 3 - 4 - 12 42,151,200円 一般競争入札 平成15年10月 9 日
最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)